

マイナンバーカードと
公的個人認証制度の概要

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
（カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に委任して実施）

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

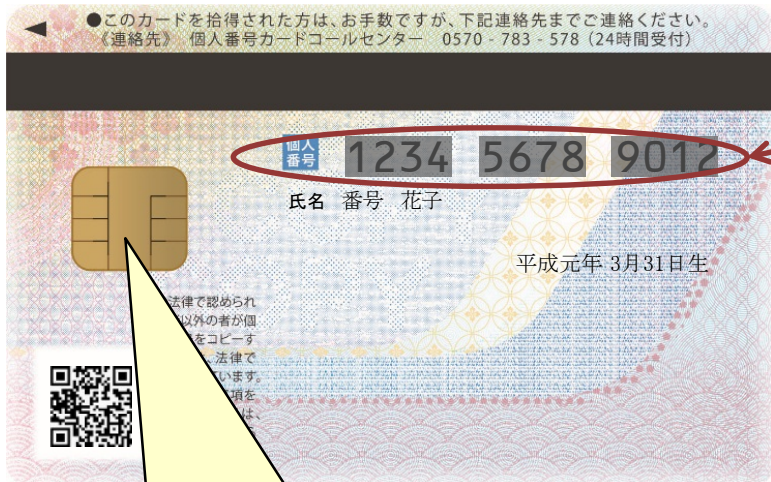
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

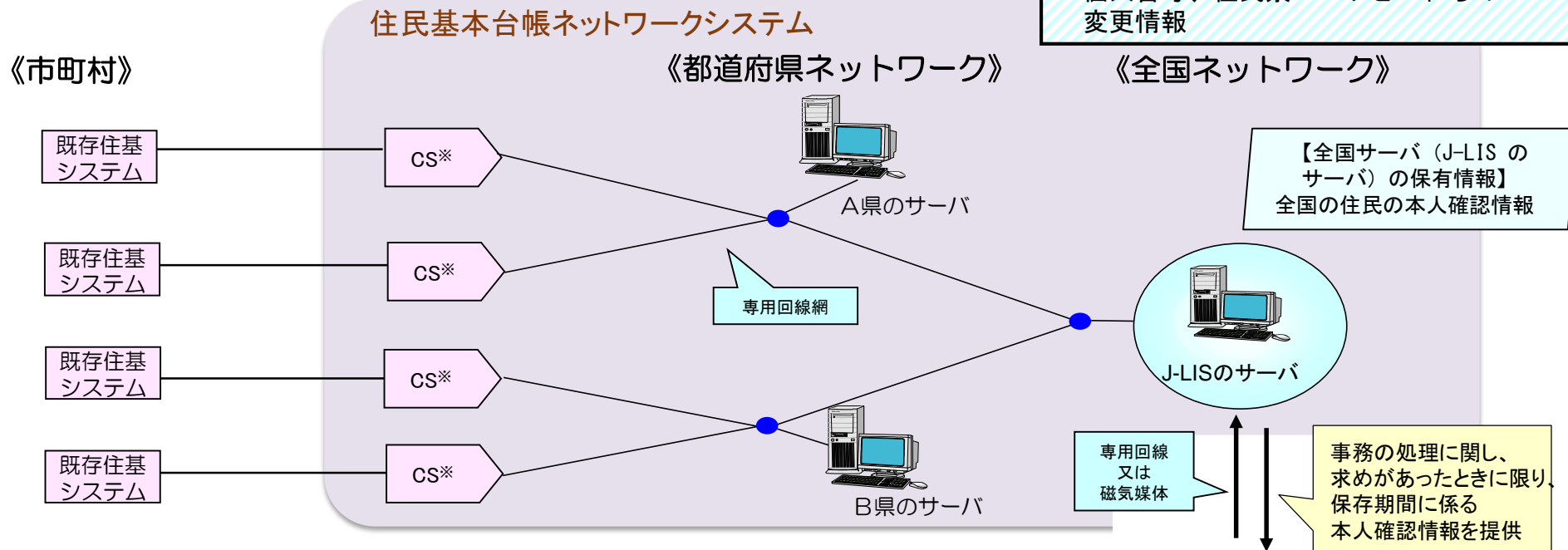
住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

➡ 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム

○ 本人確認情報
4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、個人番号、住民票コードとこれらの変更情報



行政機関
(国・地方公共団体等)

- ・ 年金等の支給事務
- ・ 資格試験の実施事務
(司法試験、不動産鑑定士等)

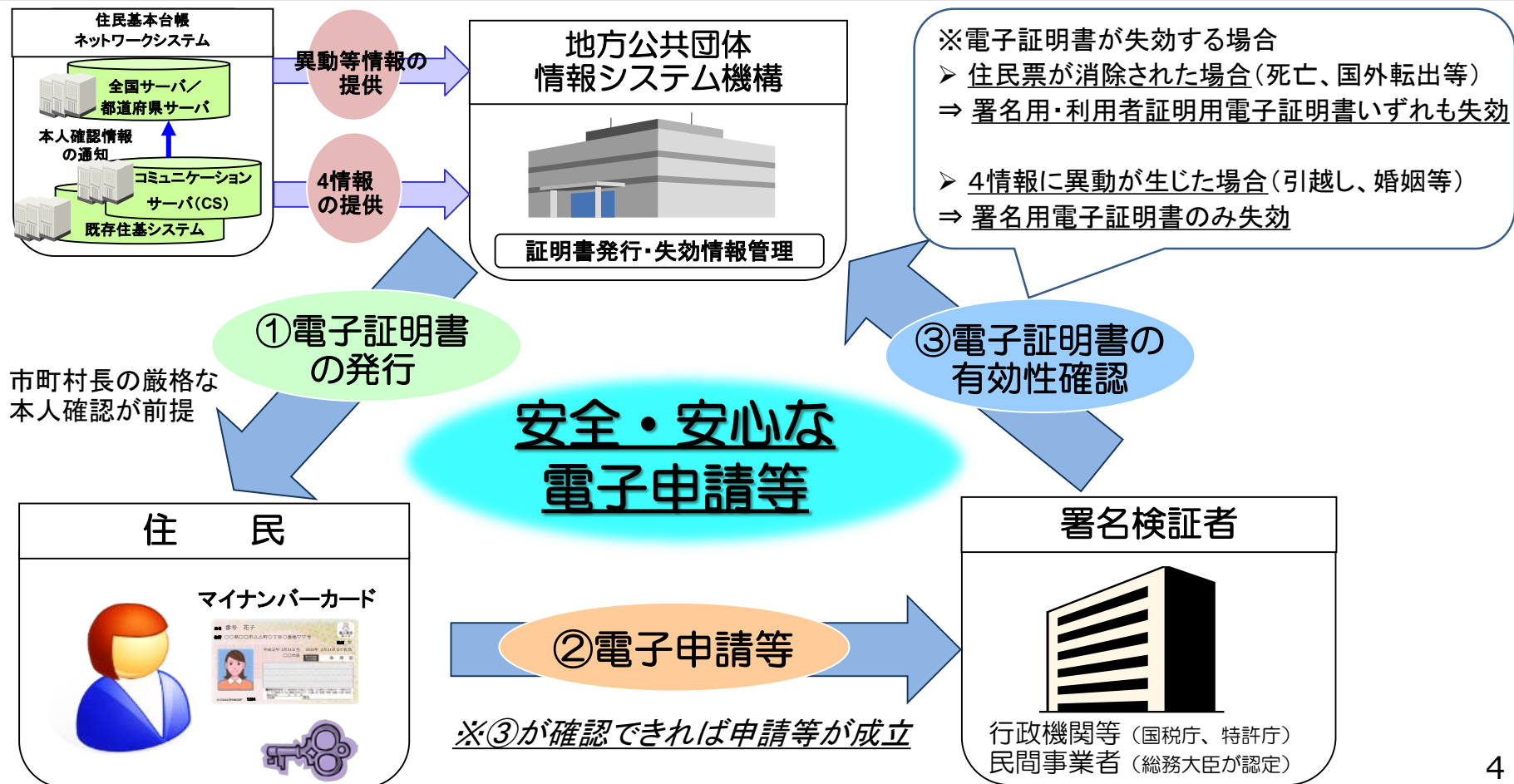
※CS（コミュニケーションサーバ）：各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのシステム（既存住基システム）と住基ネットとの橋渡しをするために設置されたサーバ。

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

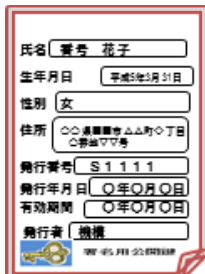


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書

(マイナンバー制度導入時(H27)に追加、H28～利用開始)

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

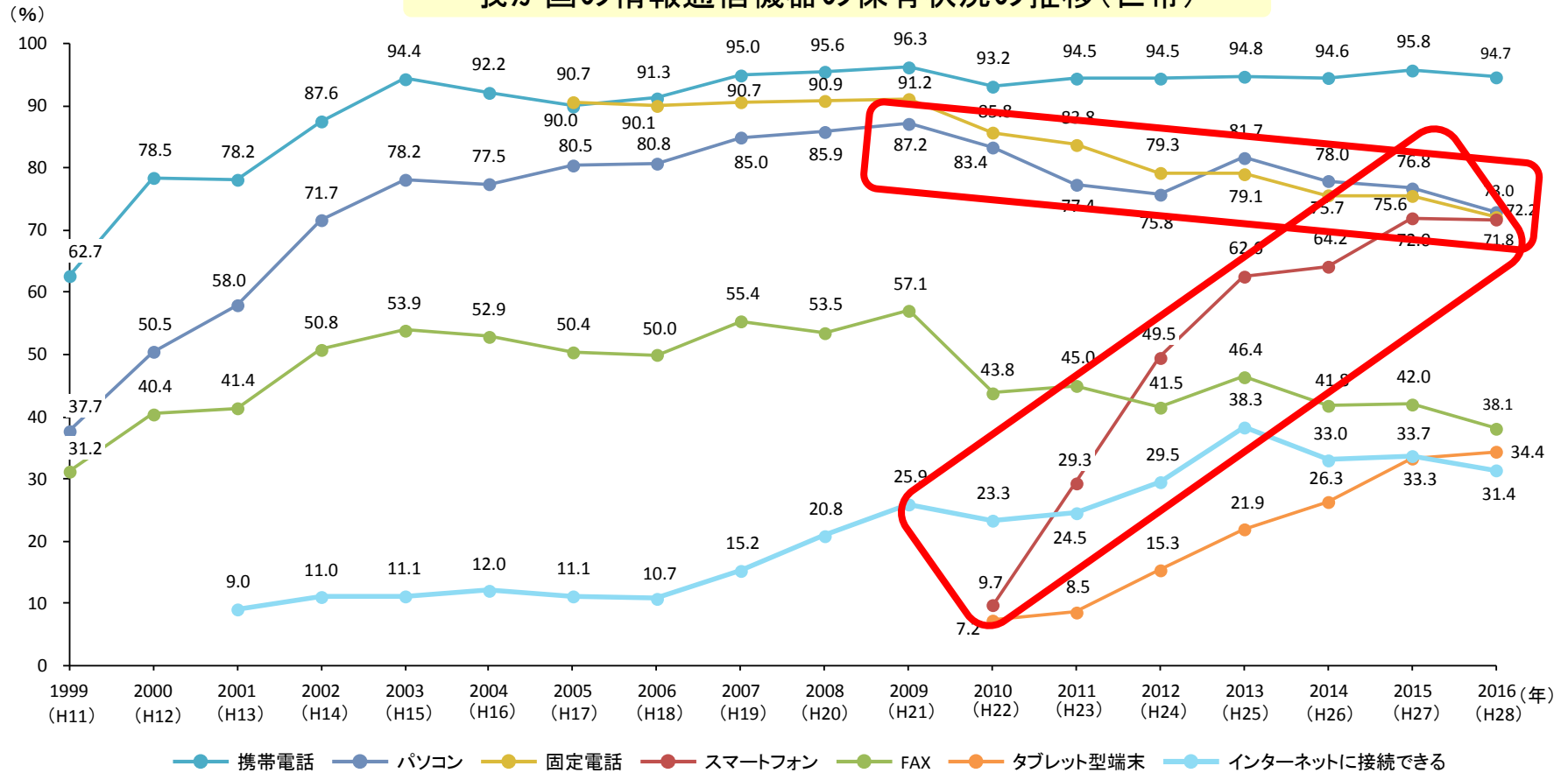


※基本4情報の記録なし

情報通信機器の保有状況の変化

身近なインターネット接続機器のうち、パソコンの世帯保有率については、2009年の87.2%をピークに、その後は概ね減少傾向である。他方、スマートフォンの世帯保有率については、2010年から2013年にかけて、急上昇している。

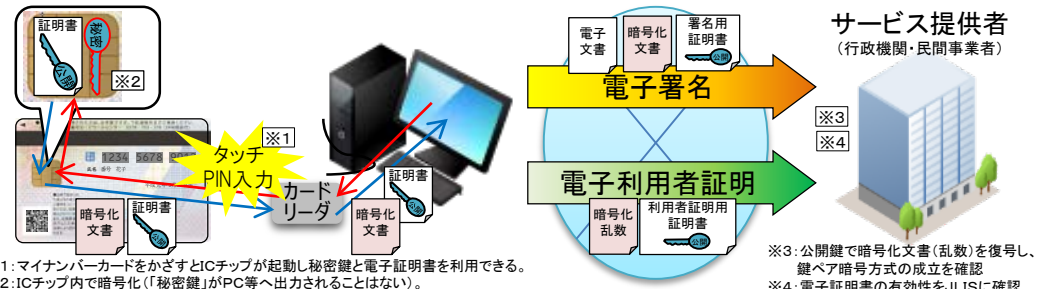
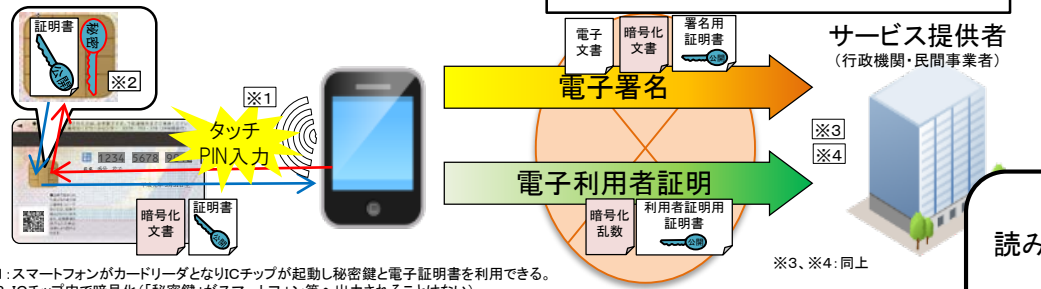
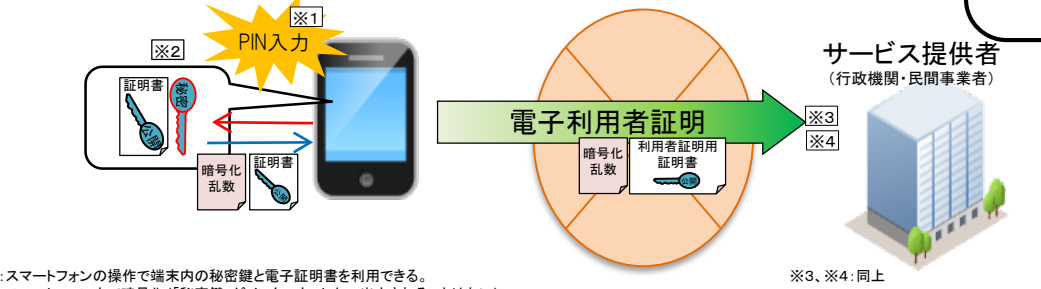
我が国の情報通信機器の保有状況の推移(世帯)



(注)携帯電話にはPHSを含み、2009年から2012年まではPDAも含めて調査し、2010年以降はスマートフォンを内数として含めている。

出所)総務省 平成29年版「情報通信白書」

電子証明書の利用ツール

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナンバーカード	PC	カードリーダー	スマートフォン
【通常：PC+カードリーダー】  <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。 ※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	○	○	×
【一部可：読み取り対応スマートフォン】 ・2017年11月現在 Android 23機種が対応 ・iPhone未対応  <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	×	×	○
【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】  <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	×	×	×	○

	Android	iPhone
読み取り	○(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

スマートフォンへの電子証明書搭載手続の際に必要

◆「電子証明書をスマートフォンに搭載」は、準備が必要となる機器や媒体が減少する点で利便性が向上する一方、電子証明書と通信機器が一体であって常時外部通信に曝されている点で、現状①②と「電子証明書の保存」状態において異なることに留意が必要。